

平成26年度

鈴鹿市コンプライアンス
推進計画
取組結果報告

～信頼される市政の推進のために～

鈴鹿市コンプライアンス推進本部

番号	取組事項										所管課
2014-1	コンプライアンス推進本部の開催										人事課
■内容 PDCAサイクルでの運用により実施する。 P：年度初めにコンプライアンス推進事業を集約した推進計画を作成（4月） D：それぞれ推進計画に基づきコンプライアンス推進事業を実施（4月～3月） C：実施したコンプライアンス推進事業の評価・検証（3月） A：翌年度実施予定のコンプライアンス推進事業の選定（3月）											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			○		○				○		○
■実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月～平成27年3月 平成26年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画に基づき、推進事業を実施 平成26年7月15日 第1回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（8月）の取組事項について 平成26年9月30日 第2回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（8月）の実施結果について 平成27年1月20日 第3回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（2月）の取組事項について 平成27年3月10日 第4回コンプライアンス推進本部開催 議題①コンプライアンス推進旬間（2月）の実施結果について ②平成26年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画の実施結果について ③平成27年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画の推進事業について 											
■課題 コンプライアンス推進の取組の成果を測定することが必要。											

番号	取組事項										所管課
2014-2	コンプライアンス推進旬間の設定										人事課
■内容 組織におけるコンプライアンス風土の定着を図るため、コンプライアンス推進旬間として設定し、期間を限定して集中的に実施することにより、コンプライアンスについて再認識できるような取組を実施する。 年2回（8月・2月） 対象：全職員											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				○						○	
■実施状況 コンプライアンス推進旬間（8月）の実施 コンプライアンス推進旬間（2月）の実施											
■課題 推進旬間の取組にマンネリ化が見られるため、実施内容の再検討が必要。											

番号	取組事項										所管課
2014-3	コンプライアンスに関する研修会の開催										人事課
■内容 各階層（新採・中堅・管理職）別にコンプライアンスに関する研修会を開催する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○				○		○					
■実施状況 平成26年4月 公務員倫理研修【新規採用職員対象】 公務員倫理研修【嘱託職員研修】 平成26年8月 自治体におけるモンスタークレーマー対策研究セミナー【16名参加】 公務員倫理研修【学校給食調理員】 平成26年10月 不当要求防止責任者講習会【新規所属長対象】 ■課題											

番号	取組事項										所管課
2014-4	コンプライアンス関連法令等の周知・啓発										人事課
■内容 鈴鹿市が目指すコンプライアンスを達成するため、どのようなことを心がけなければならないかを、コンプライアンスに関連する法令等（地方公務員法・鈴鹿市職員倫理規程など）を通じ、周知・啓発する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				○						○	
■実施状況 コンプライアンス推進旬間中の取組事項として、コンプライアンスハンドブックの内容を中心に周知を行った。											
■課題											

番号	取組事項										所管課
2014-5	行政手続の再確認										総務課
<p>■内容</p> <p>平成25年度に各課において再整備を行った行政手続法及び鈴鹿市行政手続条例に基づく「申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間」並びに「不利益処分に対する処分基準」について、その後、法令改正又は例規改正によって修正等を生じていないか確認を行う。また、新たに法令に基づく処分や新規の条例及び規則の制定による処分がないかについても、確認を行い、新たに「申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間」並びに「不利益処分に対する処分基準」の設定の必要がある場合は設定を行う。（修正又は新規設定を行った場合は、総務課へも送付のこと。）</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
						○					○
<p>■実施状況</p> <p>平成26年10月10日から同月31日までの期間を設定し、上記の基準等について全庁的な内容の確認を掲示板で依頼した。また、平成27年2月から3月にかけて本年度2回目となる確認の期間を設定し依頼する予定。 期間中に基準等の修正又は新規設定の行われた件数 5件</p> <p>■課題</p> <p>基準等については、常に適切な状態を保つ必要があり、法令改正又は例規改正による基準等の修正、新規設定等の必要の有無について、検討を行うなるべく多くの機会を設けるよう今後も継続的に周知する必要がある。</p>											

番号	取組事項										所管課
2014-6	集中管理公用車運用ルールの遵守について										管財営繕課
<p>■内容</p> <p>依然として、集中管理車両を使用する際に、予約時間等の変更があっても、データを修正してないケースが多く見受けられ、後で使用する人などが困っているケースがあるため、昨年度に引き続き、一人一人が集中管理車両運用ルールを再認識して、遵守するよう、庁内LANに掲載して啓発する。 (4月・7月・10月・1月)</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○			○			○			○		
<p>■実施状況</p> <p>計画どおり、4月、7月、10月、1月に集中管理車両の運用ルールを庁内LANに掲載を行った。</p> <p>■課題</p> <p>一部ではあるが、予約の取り直し忘れ（休暇等による）や終了時間の変更忘れなどが、見受けられる。</p>											

番号	取組事項										所管課
2014-7	随意契約事務の周知										契約調達課
<p>■内容</p> <p>監査委員会事務局から、各課が随意契約を実施する際の決裁文に、①『適用した地方自治法施行令の根拠条文』，②『①の適用理由』，③『業者の選定理由』が記載されていないことが多く見られるとの指摘がある。そこで、契約調達課は「鈴鹿市における随意契約の取り扱い（ガイドライン）」の周知徹底のため、年間5回庁内LAN掲示板において掲示をすることとする。また、同時に随意契約の運用について（1回），随契理由となる根拠条文について（4回）をガイドラインから抜粋し解説する。</p> <p>各所属長は、決裁文に上記内容が記載されているか、また、随意契約事務が適正に運用されているかについて確認する。</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	○		○		○		○		○		
<p>■実施状況</p> <p>以下の日程で「鈴鹿市における随意契約の取り扱い（ガイドライン）」の解説と各所属長へ決裁への注意を促した。</p> <p>7月以降に実施した「鈴鹿市における随意契約の取り扱い（ガイドライン）」の各条文の解説については、極力関連のあるものをまとめて4回に分けて実施した。</p> <p>5月 9日 「随意契約の取扱いについて」を掲示し、運用上の注意事項を示した。</p> <p>7月 11日 地方自治法施行令第167条の2第1項 第1号及び第9号</p> <p>9月 8日 地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号及び第6号（関連あり）</p> <p>11月 7日 地方自治法施行令第167条の2第1項 第3号及び第4号（関連あり）</p> <p>1月 5日 地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号，第7号及び第8号</p> <p>■課題</p> <p>今回発出したものを常時確認ができるようにまとめてネットフォルダに掲載すると取り組みに継続性があると思われる。</p>											

番号	取組事項										所管課
2014-8	平成24・25年度定期監査の結果による誤りの多い事例の周知・啓発										監査委員事務局
<p>■内容</p> <p>平成24年度及び平成25年度に実施した定期監査において、多く見受けられた誤りの事例や職員へ周知することが今後の効率的な事務を行っていく上で役立つと思われる事項について、定期的に庁内LAN掲示板へ1例ずつ掲載する。（4月～3月）</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○				○		○			○		
<p>■実施状況</p> <p>平成25年度に実施した定期監査において、多く見受けられた誤りの事例や職員へ周知することが今後の効率的な事務を行っていく上で役立つと思われる事項について、定期的に庁内LAN掲示板へ1例ずつ掲載した。</p> <p>■課題</p>											

番号	取組事項										所管課
2014-9	職員に対する正しい防火知識の啓発										予防課
<p>■内容</p> <p>各施設に応じた消防設備の維持管理及び防火に関する講習を実施する。 対象者：出先機関及び本庁舎の自衛消防組織，初期消火班の職員</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
										○	
<p>■実施状況</p> <p>出先機関及び自衛消防組織の初期消火班を中心に参加依頼をかけ，平成27年2月26日に実施，48名が参加した。 なお職員には，防火だけではなく防災に関する正しい知識の習得も必要と考え，防災危機管理課の協力を得て，防火と防災に関する講習を実施した。</p> <p>■課題</p> <p>講習会場のキャパシティから参加依頼が限定された。次年度は，広い会場を確保し，すべての課に参加依頼をかけたい。</p>											